

## 障がい福祉課 ≪外出するための支援≫

## ● 福祉タクシー

重度心身障がいのある人が外出のため、タクシーを利用する場合、市が交付する福祉タクシー券により、乗車料金の一部を助成します。

対象者	<p>①身体障害者手帳の1～2級の人、ただし、視覚、下肢及び体幹機能障がいのある人は総合等級3級以上の人。</p> <p>②療育手帳の㊤～Aの2の人。</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳の1～2級の人。</p> <p>※上記に該当する手帳をお持ちの方でも、障害者施設・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所中の方は、ご利用できません。</p>
助成金額	利用1回につき1,000円を上限として、乗車料金の2分の1の額（10円未満切り上げ）
交付枚数	<p>年間50枚</p> <p>（ただし、じん臓機能障がい人工透析を受けている人及び、視覚に障がいのある人は、50枚まで追加可。）</p>
利用上の注意	<p>①本市と提携しているタクシー会社に限り、福祉タクシー券には有効期限があります。</p> <p>②タクシーを利用する場合には、身体障害者手帳及び療育手帳のみ、提示いただくことで写真による本人確認を行った上でタクシー料金の1割が割り引かれます。</p>

## ● 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行う制度です。

対象者	<p>次の各項目に該当する人で、障がいによって単独での移動が困難である場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者手帳を持っている人</li> <li>2. 自立支援（精神通院）受給者証を持っている人</li> <li>3. 障害福祉サービスを受けている人</li> <li>4. 難病の指定を受けている人</li> <li>5. その他、上記と同等と印西市福祉事務所長が認めた人</li> </ol>
派遣対象	<p>社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出。原則として、1日（8時間程度）で用務を終えるもの。通勤や通学、通院等、通年かつ長期にわたる外出等は対象外。</p>

利用者負担	1割の負担（10円未満切捨て。）※軽減措置あり	
	※参考（個別支援、身体介護ありの金額）	
	利用時間	利用負担額の目安
	30分未満	250円
	30分～1時間未満	400円
	1時間以上1時間30分未満	580円
	1時間30分以上2時間未満	660円
	2時間以上2時間30分未満	750円
	2時間30分以上3時間未満	830円
3時間以上	910円に利用時間3時間から計算して利用時間30分を増すごとに80円を加算	

## ● 外出支援サービス

介助なしで公共交通機関（電車・バス・タクシーなど）を利用することが困難な障がいのある人等に対し、医療機関や公共施設等への移送サービスを行います。

対象者	市内に居住する介助なしでは公共交通機関を利用することが困難な人で、下記の①に該当する人。 ① 身体障害者手帳を持っている人（65歳以上の場合の申請窓口は高齢者福祉課）		
利用できる送迎先	①医療機関 ②市役所などの市の施設 ③在宅福祉サービスを提供する施設、場所 ④その他、市が必要と認めた場所 ※買い物等には使用できません		
送迎のできる範囲	・印西市内 ・近隣市町村（いずれも片道の距離がおおよそ20km以内の範囲）		
運行日時と利用回数	一人あたり、週1回 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時まで ※土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休み 利用日の1か月前～5日前までに予約が必要です。		
利用者負担	※降車時に運転手に直接支払います。		
	区分	金額	備考
	基本料金	1回あたり 1,000円	2時間まで
	迎車料金	1回あたり 500円	
	超過料金	30分ごとに 400円	30分未満は切り上げ
運行料金	1キロメートルあたり 30円		
※駐車料金などの費用は全額自己負担です。			

申請先	障がい福祉課または高齢者福祉課
利用先	印西市社会福祉協議会

## ● 心身障害者(児)施設通所交通費助成

心身障害者(児)施設に通所している人または介護者に係る交通費の一部を助成するものです。

助成対象施設	①障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設 ②障害者総合支援法に規定されている地域活動支援センター
支給内容	・電車、バスなどの運賃の実費 ・自動車や自転車等の場合は距離により規定の金額を助成 ・10,000円/月を限度 ※通所日数1日から支給

## ● 障害者自動車運転免許取得助成

障がいのある人に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

対象者	・身体障害者手帳1～4級の人又は療育手帳所持者で、免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる人(1人1回まで)(自動車以外の二輪なども含まれる)
対象となる経費	免許取得に直接要した費用 (入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許取得料、その他必要な経費)
助成額	・免許取得に直接要した費用の2/3以内 ・限度額10万円
申請の前に	自動車運転免許は、運転免許センターで適性検査(無料)を行い、検査によって付される条件に従って取得することとなります。

## ● 身体障害者用自動車改造費助成

重度の身体障がいのある人が就労等に伴い、自ら運転する車の駆動・操向装置等を改造する場合、その費用の一部を助成します。

対象者	①身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹の障がい1～2級の人 ②自動車運転免許証のある人 ③就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)及び駆動装置(アクセル及びブレーキ)等の一部を改造する必要がある人 ④支給月の属する年の前年の所得金額(各種所得控除後の額)が、支給月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人(本人及びその配偶者・扶養義務者の所得金額) (1人1車両1回)
対象となる経費	操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費

助成額	限度額10万円
申請の前に	自動車運転免許は、運転免許センターで適性検査（無料）を行い、検査によって付される条件に従って改造することとなります。

## ● ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設や商業施設に設置されている障害者等用駐車区画を、障がいのある人等が利用するための、利用証を交付します。（利用証は車のルームミラーに掛ける等して使用します。）

	区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間		
対象者	身体障害者 不自由	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限  ※ 対象にならなくなった場合は各自で廃棄		
		聴覚障害	3級以上				
		平衡機能障害	5級以上				
		肢	上肢			2級以上	
			下肢			6級以上	
		体幹	5級以上				
		機能障害	脳原性運動 機能障害			上肢機能 移動機能	2級以上 6級以上
			内部障害（免疫機能障害を含む）			4級以上	
	知的障害者	Aの2以上		療育手帳			
	精神障害者	1級		精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、指定難病受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		受給者証				
けが人等	医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		以下のすべての書類 ①医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書等 ②身分証明書（保険証、運転免許証等）				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用証は、対象となる人が運転または同乗した場合に利用できます。</li> <li>・制度の対象となる駐車区画に、必ず駐車できることを保証するものではありません。</li> </ul>						

※この対象者の他に、要介護者や妊産婦も対象となっています。

## ● 福祉カーの貸与

心身に障がいのある人（子ども）が、社会参加等で積極的に外出できるように車いす・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車の貸出を行っています。（運転者ほか4人同乗可）

対象者	市内に居住する心身に障がいのある人（子ども）及びその家族 ※65歳以上の方は高齢者福祉課へ申し込みください。
貸出期間	2日以内
利用者負担	無料（車両貸し出し料） 他、燃料代等は実費負担（燃料は返還時に補給してください）
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①印西市福祉カー貸付申請書 ②身体障害者手帳又は療育手帳の写し ③運転者の運転免許証のコピー
備考	貸出は予約制です。ご希望の日時に貸出ができない場合もありますので御了承ください。

## 【福祉サービス受給者証によって利用できる障害福祉サービス】

### ○ 同行援護

視覚障がいのある人に同行し、外出時の手助けをします。（身体介護を含む）

#### 【対象者】

移動に著しい困難がある視覚障がいのある人  
（※身体介護をともなう場合は区分2以上の人）

#### 【内容】

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

### ○ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人が行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

#### 【対象者】

区分3以上で障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人

## 【その他】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人は、運賃などの割引が受けられる場合があります。

### ●運賃等の割引

JR運賃、私鉄、バス、航空運賃 など

### ※印西市ふれあいバスの料金

障がいのある人とその介助者（1名まで）は、手帳を提示すれば無料で利用することができます。

### ●有料道路における障害者割引制度

障がいのある人の通勤・通学・通院などの日常生活において有料道路を利用する場合、料金の割引が受けられます。

#### 【対象者】

手帳の種類	種別	運転者	自動車の所有者（個人名義のみ）
身体障害者手帳	1種	本人 介護者（本人が同乗）	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
	2種	本人のみ	
療育手帳	1種	介護者（本人が同乗）	（いずれの人も自動車を所有していないときは、障がいのある人本人を継続して日常的に介護している人）
	2種	対象外	

#### 【割引内容】

通常料金の半額（端数が生じる場合は、10円単位又は50円単位で切り上げ）

第4次印西市地域福祉計画 「各課取り組み事業進捗状況評価票」

担当 障がい福祉課

<b>【基本理念】</b>		つながりあい 支え合い 生き生きと暮らせるまち いんざい													
<b>基本目標</b>		3 安心・安全が実感できる環境づくり													
<b>施策</b>		(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり													
<b>市の主な取り組み</b>		① 外出しやすい環境づくりの充実													
<b>取り組み内容</b>		移動が困難な高齢者や障がいのある人への目的に適応する送迎サービスの実施													
<b>各年度における計画案</b>															
<b>年度</b>	R 3			R 4			R 5			R 6			R 7		
<b>取り組み計画【PLAN】</b>	屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会活動上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で原則、1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行う。 目標利用者数 114人 目標延時間数 8,707時間/年			屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会活動上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で原則、1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行う。 目標利用者数 116人 目標延時間数 8,859時間/年			屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会活動上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で原則、1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行う。 目標利用者数 118人 目標延時間数 9,012時間/年			屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会活動上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で原則、1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行う。 目標利用者数 118人 目標延時間数 9,012時間/年			屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会活動上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で原則、1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行う。 目標利用者数 118人 目標延時間数 9,012時間/年		
<b>取り組み状況【DO】</b>	申請のあった対象者（障がいのある人）に対し、目的に適応する移動支援（外出支援）を実施した。														
<b>活動に対する評価【CHECK】</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>	
	B(概ねできた)	利用者数 90人 延時間数 6,749.5時間/年													
<b>成果に対する評価【CHECK】</b>	<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>		<b>評価</b>	<b>理由</b>	
	B(成果があった)	外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることができた。													
<b>計画改善等(次年度に向けて)【ACTION】</b>	引き続き継続して実施していく。														